

●香川県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年10月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 衣掛郷東線（175号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市鬼無町字鬼無1009番3地 先から 高松市鬼無町字鬼無1007番4地 先まで	前	4.6～7.6	70	平成18年香川県告示 第51号で変更した区 域の供用開始及び設 計変更に伴い追加と なる区域の供用
	後	7.0～10.9	70	

- 4 供用開始の期日 平成21年10月9日